

地方独立行政法人山口県立病院機構の
平成24年度に係る業務の実績に関する
評価結果

(素 案)

平成25年 8 月 日

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会

地方独立行政法人山口県立病院機構の 平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

2 評価の対象

平成24年度における法人の中期計画（平成23年4月知事認可。計画期間：平成23年度～平成26年度）の進捗状況

3 評価の目的

法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する。

4 評価者

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（委員構成は次表のとおり。）

氏 名 ※50音順	役 職 等
小田 悦郎	山口県医師会会長
田中 博之	田中博之公認会計士事務所所長
中田 範夫【委員長】	山口大学経済学部学部長
三島 正英	山口県立大学社会福祉学部教授
吉富 崇子	山口県地域消費者団体連絡協議会会長

5 評価を実施した時期

平成25年6月27日から平成25年8月 日まで

6 評価方法の概要

(1) 評価の実施に関する定め

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の実施要領（平成23年12月地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会決定）

(2) 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

(3) 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

①個別項目別評価			②大項目別評価			③全体評価（総合的な評定）		
小（細）項目ごとの年度計画の達成状況を5段階評価〔50項目〕			大項目ごとの中期計画の進捗状況を5段階評価〔4項目〕			中期計画全体の進捗状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	年度計画を十二分に達成	達成度120%以上	s	中期計画の進捗は優れて順調	①の評点の単純平均値4.3以上	S	中期計画の進捗は優れて順調	②の評点の加重平均値4.3以上
4	年度計画を十分達成	100%以上120%未満	a	中期計画の進捗は順調	3.5以上4.2以下	A	中期計画の進捗は順調	3.5以上4.2以下
3	【標準】 年度計画を概ね達成	90%以上100%未満	b	【標準】 中期計画の進捗は概ね順調	2.7以上3.4以下	B	【標準】 中期計画の進捗は概ね順調	2.7以上3.4以下
2	年度計画はやや未達成	70%以上90%未満	c	中期計画の進捗はやや遅れている	1.9以上2.6以下	C	中期計画の進捗はやや遅れている	1.9以上2.6以下
1	年度計画は未達成	70%未満	d	中期計画の進捗は遅れている	1.8以下	D	中期計画の進捗は遅れている	1.8以下

注：評点の付け方について

個別項目別評価において、ほぼ計画どおり達成した場合を「標準」とし3点を付す。4点以上は、達成度が計画以上である場合に付すことが基本である。例えば、取組の結果、所期の成果を得た場合は3点を付し、所期の目的を上回る成果を得たと認められる場合に4点以上を付すこととなる。

(4) 評価実施の経過

- 6月27日 法人から業務実績報告書の提出
- 7月18日 第8回評価委員会開催（法人自己評価に係るヒアリング）
- 8月1日まで 各委員意見の集約・評価書素案のとりまとめ
- 8月8日 第9回評価委員会開催（評価書原案決定）
- 8月 日 評価書原案の法人提示
- 8月 日 評価書原案に対する法人意見の提出
- 8月 日 評価書の確定

7 評価の結果

(1) 総合的な評定

中期計画の進捗は概ね順調（「標準」のB評価）

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期計画の進捗は概ね順調」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、自己評価は定められた方法に従って行われており、すべての評価項目において自己評価と異なる評定をすべき事項もなかったことから、評価委員会の総合的な評定は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

(評定概要)

※法人の自己評価どおりである。

大項目区分	評価対象 個別項目数	評点別項目数					評点 平均値	大項目区分 ごとの評定
		5点	4点	3点	2点	1点		
県民サービス	38	2	8	27	1	0	3.3	b(概ね順調)
業務運営	7	0	1	6	0	0	3.1	b(概ね順調)
財務内容	1	0	1	0	0	0	4.0	a(順調に進捗)
その他	4	0	0	4	0	0	3.0	b(概ね順調)
全体	50	2	10	37	1	0	3.4	B(概ね順調)

(2) 概況

ア 全体的な状況

県立病院は、県民の健康の保持増進を図る上で、本県の医療提供体制における中核的な施設としての役割を担っている。

総合医療センターは、昭和24年の開設以来、総合的で高水準な診療基盤を有する基幹病院として、こころの医療センターにおいては、昭和28年の開設以来、精神科医療における基幹病院として、高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供しており、平成23年の地方独立行政法人化を経て、現在に至っている。

法人化後の病院においては、急速な少子高齢化の進展、医療技術の高度化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたって安定的かつ効率的に良質な医療を提供していけるよう、中期目標、中期計画、年度計画に基づいて、医療の質の向上や業務運営の改善等に取り組んでいる。

法人化後2年目となる平成24年度は、4年間の中期目標期間の前半を終えた時期に当たるが、県民へのより質の高い医療の提供や県内医療機関の支援など、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に取り組んでいることがうかがえる。

まず、県民サービスについては、総合医療センターにおいて新しい治療器具を導入した脳血管内手術や高度な人工関節置換術など、より安全で質の高い医療を提供しており、また、こころの医療センターにおいては、児童・思春期外来等の専門外来診療患者数が年度計画を上回るとともに、児童相談所等の関係機関を継続して支援するなど地域医療の向上に取り組んでいる。

また、総合医療センターの電子カルテの運用開始や、こころの医療センターの医療観察法病棟の完成、さらに優れた医療従事者の確保や各種研修会への積極的な参加による専門性の向上などにより、業務の質の向上を図っており、このため、県民サービスについては、中期計画の進捗は概ね順調であるが、総合医療センターにおいて承認取得を目指している地域医療支援病院については、承認要件をクリアしていない。

業務運営については、新規の施設基準の取得などにより収入を確保し、また、物流管理システムを活用した在庫管理や経営分析システムの導入など、効率的・効果的な業務運営を図っており、中期計画の進捗は概ね順調である。

財務内容については、効率的な病院経営によって前年度に引き続き平成24年度も黒字となり、経常費用に対する経常収益の割合が100%を超えるなど、年度計画を十分達成したことから、中期計画の進捗は順調である。

以上のことから、法人の中期計画は全体として概ね順調に進捗しているものと評価できるが、進捗が遅れている項目については所要の取組を進めることを期待する。

イ 大項目ごとの状況

全体的な状況に掲げた事項に関連し、特記すべき長所や問題点を以下に列挙する。（白抜数字は評点）

(ア) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

医療の提供

(県立病院として積極的に対応すべき医療の充実)

総合医療センター

「県民の健康と生命を守るために満足度の高い医療を提供する。」の基本理念

のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 救急医療については、ドクターヘリや救急車による搬送患者を受け入れるなど、24時間365日体制で重傷重篤な患者に対し高度な救急医療を提供する救命救急センターとしての役割を果たしている。 **3**
- ② 周産期医療については、他の医療機関等から紹介された切迫早産や妊娠高血圧症などの産科合併症をもった妊婦をすべて引き受け、体外受精治療症例数が年度計画を達成するなど、総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊婦や新生児に対する高度で専門的な医療、質の高い生殖医療の提供等に積極的に取り組んでいる。 **3**
- ③ へき地医療については、無医地区への巡回診療を概ね計画どおり実施するとともに、要請に応じて代診医をへき地診療所6施設に派遣するなど、へき地医療拠点病院としての機能を発揮している。 **3**
- ④ 災害医療については、非常用電源の多重化や非常用水の確保など大規模災害に備えた整備を行うとともに、西中国三県（山口県、広島県、島根県）の県立病院間で大規模災害時の連携協定に調印するなど、基幹災害拠点病院としての体制を強化している。 **3**
- ⑤ がん医療については、地域連携パス（急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受けるすべての医療機関で共有して用いるもの）の策定・整備を進め、胃がん、大腸がん、肺がんで運用を開始するなど、地域がん医療の均てん化を図る一方、胸（腹）腔鏡下手術件数、化学療法件数が年度計画を達成するなど、地域がん診療連携拠点病院としての役割を十分に果たしている。 **4**
- ⑥ 脳卒中などの脳血管障害に対する医療については、新たな治療器具（ペナンプラ：脳梗塞が起きないように血栓を削りながら吸引するもの）を導入し、より安全で質の高い脳血管内手術を実施するなど年度計画を十二分に達成している。 **5**
- ⑦ 急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、大動脈瘤等に対する医療については、難度の高い症例に対して国内トップレベルの高度な手術を実施するなど質の高い医療の提供に積極的に取り組んでいる。 **3**
- ⑧ 人工関節治療については、県内で先駆けて設置した人工関節センターにおいて、クリニカルパス（退院までの治療手順をあらかじめ定めた計画表）の導入及び低侵襲の手術により早期回復に努め、人工関節置換術件数は県内1位の234件であり、年度計画を十分に達成している。 **4**

こころの医療センター

「県民の心の健康を支える質の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以

下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 精神科救急・急性期医療については、24時間365日体制で精神科医療に関する相談や輪番病院との連絡調整等に対応し、精神科救急情報センターの対応件数や時間外・休日・深夜の診療件数が年度計画を達成している。
また、輪番病院で受入困難な措置、緊急入院患者を全て受け入れ、精神科救急医療システムにおいて中核的な役割を果たす一方、m-ECT（修正型電気けいれん療法）について、医療機器を導入してその診療体制を整備するなど、先進的な治療についても取り組んでいる。 **3**
- ② 専門外来については、医師、臨床心理士を増員するとともに、プレイルームを整備するなど診療体制の充実に図っており、初診の延べ患者数は366人と年度計画を十二分に達成する一方、児童相談所等に医師等を派遣して継続して支援するなど地域医療の向上に取り組んでいる。 **5**
- ③ 認知症医療については、年々増加する相談への対応や宇部市、山口市の地域包括支援センターとの連絡会議の開催など認知症疾患医療センターとしての機能を発揮するとともに、全県の支援センター等を対象とした連絡会議や研修会の開催など、認知症医療ネットワークの構築に向けた取り組みを進めている。 **4**
- ④ 司法精神医療については、医療観察法病床（2床）を適正に運営するとともに、医療観察法病棟の完成に伴う増床（2床から8床）に対応できる診療体制の確立を図っている。 **4**

（医療従事者の確保、専門性の向上）

総合医療センター、こころの医療センターとともに、医療職等の増員を図っており、看護職員採用試験の実施に当たっては、受付期間の延長及び試験日の見直しを行うなど、優れた人材の確保に努めている。 **3**

（施設設備の整備）

MRI 棟（総合医療センター）や医療観察法病棟（こころの医療センター）を建設するなど、県立病院に求められる医療ニーズに対応できるよう必要な施設設備の整備に取り組んでいる。 **3**

（医療に関する安全性の確保）

- ① 患者への影響が大きいヒヤリハット事象については、各部局と協議を行い、その都度分析して防止対策を検討しており、また、ヒヤリハット事象のうち、組織的対策を必要とするものは、組織対策提示基準に基づいて対策の強化を図っている。 **3**
- ② 感染の防止対策については、県内の同規模病院と連携し、感染防止対策に

係る相互評価を行う体制を整えるとともに、県内の中小規模病院と連携し、感染対策などに関する情報共有を行うなど、他の医療機関と連携した感染防止対策に取り組んでいる。 **4**

(患者サービスの向上)

- ① 総合医療センターにおいては、電子カルテシステムの導入に伴い、新たなクリニカルパスを整備し、パスの使用件数が増加して年度計画を十分に達成している。 **4**
- ② 総合医療センターでは、患者窓口負担金の支払い方法の選択肢を拡大するため、自動精算機によるクレジット、デビットカード決済を平成24年6月から開始するなど、患者の視点に立った院内サービスの向上に適切に対応している。 **3**

(地域医療への支援)

- ① 総合医療センターにおいては、胃がん、大腸がん、肺がんについて、地域連携パスを運用し、それ以外の疾患に対しても連携協力病院及び診療所の新規開拓等に努めているが、地域医療支援病院の承認取得要件をクリアできていない。
今後とも、地域医療支援病院の承認取得に向けて、地域医療機関との連携体制の整備を着実に進めていくことを期待する。 **2**
- ② 県央部の医師を対象とした勉強会を総合医療センターにおいて開催し、地域の開業医等からの紹介を受けてCT等の依頼検査を実施するなど、県内医療機関への支援に適切に対応している。 **3**

医療に関する調査及び研究

臨床研究の実施については、診断方法や治療方法の改善等のため、新規研究に34件取り組んでおり、治験件数は前年度の4件から6件に増加するなど、本県の医療水準の向上に資する調査・研究に取り組んでいる。 **3**

医療従事者等の研修

臨床研修医の受入れについて、県外の説明会に出展するなど積極的な募集活動によって、初期臨床研修医18人、後期臨床研修医14人を受け入れており、年度計画を上回る成果を上げている。 **4**

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

経営体制の確立

本部及び両病院事務部の役職員で構成される経営企画会議を定期的を開催し、経営課題についての進捗管理を協議するとともに、本部が病院に財務情報を提供し、病院はこの財務情報を基に病院の経営情報を作成して院内会議等を通じて職員に提供するなど、職員の病院経営に対する意識を醸成している。 3

効率的・効果的な業務運営

- ① 総合医療センターにおいては、経営状況の把握において経営分析システムを導入しており、今後、当システム等を活用した経営改善に向けた取り組みを期待する。 3
- ② こころの医療センターに物流管理システムを導入し、両病院の医薬品の共同管理、共通する医薬品の相互使用により、期限切れによる廃棄ロスを減らすなど両病院の連携を図っている。 3

収入の確保、費用の節減・適正化

- ① 診療報酬改定や新規の施設基準に積極的に対応するとともに、総合医療センターでは、有資格の医療事務経験者を活用し、請求漏れ防止等の請求事務強化を行うなど、収入の確保に積極的に取り組んでいる。 4
- ② 医薬品の適正な在庫管理を行うとともに、診療材料の新規採用品目について、全国の価格データを情報収集して適正価格で購入できるよう取り組むなど費用の節減に向けて取り組んでいる。 3

(ウ) 財務内容の改善に関する事項

県立病院として積極的に対応すべき医療の充実を図りながら、業務運営の改善・効率化に努め、平成24年度収支は、計画に比べ、営業収益が入院・外来診療収益の増収等により3億9,900万円増の156億7,800万円、営業費用が手術件数増による診療材料費の増等により1億400万円増の150億8,000万円となり、法人全体の純利益は4億9,000万円増の6億400万円の黒字となっている。

この結果、経常費用（営業費用及び営業外費用）に対する経常収益（営業収益及び営業外収益）の割合は104%となり、年度計画で定めた水準を十分達成している。 4

(イ) その他業務運営に関する重要事項

総合医療センターでは、院内に病後児の保育部屋を確保し、こころの医療セ

ンターでは、民間保育施設を活用するなど、職員が働きやすい職場環境づくりを進めている。3

(3) 従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況

平成 23 年度に係る業務の実績に関する評価において、評価委員会が中期計画の遅れを指摘したのは、2 項目（クリニカルパスの活用（総合医療センター）と臨床研究の実施）であるが、いずれも改善措置が講じられ、評価結果が法人の業務運営に着実に反映されている。

(4) 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

8 法人に対する勧告

なし

9 法人からの意見の申出とその対応

8 月 日に評価書原案を法人に提示して意見照会を行った結果、8 月 日に「意見はない」旨回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

10 項目別評価結果総括表

（別表のとおり）

別表 項目別評価結果総括表

区 分 (大項目) (中項目) (小項目)	評価対象 個別項目数	個別項目別評価の評点の内訳 (個数)						個別項目別 評価の評点 の平均値	大項目別 評価	大項目の ウエイト	個別項目別 評価の評点 の平均値 (ウエイト 反映後)	全体評価
		5点	4点	3点	2点	1点	計					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
I 県民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上	38	2	8	27	1	0	38	3.29	b	0.50	1.65	
1 医療の提供	33	2	7	23	1	0	33	3.30				
(1) 県立病院として積極的に対応すべき 医療の充実	18	2	5	11			18	3.50				
(2) 医療従事者の確保、専門性の向上	2			2			2	3.00				
(3) 施設設備の整備	1			1			1	3.00				
(4) 医療に関する安全性の確保	3		1	2			3	3.33				
(5) 患者サービスの向上	6		1	5			6	3.17				
(6) 地域医療への支援	3			2	1		3	2.67				
2 医療に関する調査及び研究	2			2			2	3.00				
3 医療従事者等の研修	3		1	2			3	3.33				
II 業務運営の改善及び効率化	7	0	1	6	0	0	7	3.14	b	0.20	0.63	
1 経営体制の確立	1			1			1	3.00				
2 効率的・効果的な業務運営	4			4			4	3.00				
3 収入の確保、費用の節減・適正化	2		1	1			2	3.50				
III 財務内容の改善 (予算、収支計画及び資金計画)	1		1				1	4.00	a	0.20	0.80	
IV その他業務運営に関する重要事項	4	0	0	4	0	0	4	3.00	b	0.10	0.30	
1 人事に関する事項	2			2			2	3.00				
2 就労環境に関する事項	2			2			2	3.00				
全 体	50	2	10	37	1	0	50			1.00	3.38	B